

第 7 章 河川・海岸

第 1 節 河川・海岸の概要

秋田県を流れる河川は、雄物川、米代川、子吉川の一級水系302河川、馬場目川などの二級水系51河川で合計353河川となっており、総延長は3,189kmに及んでいます。

また、海岸については総延長264kmのうち国土交通省で169kmを所管しています。

これら県内の河川や海岸は豊かな自然環境を育んでおりますが、一方では洪水による河川の氾濫、風浪や高潮による海岸侵食、地震による津波など大災害を引き起こす危険性をもっています。

このような災害から県民の生命や財産を守り、県民が安心して暮らせるように施設の整備や管理を行っています。

河川の整備状況

(H19. 4. 1現在)

	河 川 数	流路延長 km	要改修延長 (築堤延長) km	改修済延長 (築堤延長) km	改 修 率 %
県管理区間					
一級河川	292	2,428.3	1,678.6	817.0	48.7%
二級河川	51	451.4	380.8	102.2	26.8%
計	343	2,879.7	2,059.4	919.2	44.6%
国管理区間					
一級河川	(34)	309.8	189.7	109.9	57.9%
一級河川	302	2,738.1	1,868.3	926.9	49.6%
二級河川	51	451.4	380.8	102.2	26.8%
合計	353	3,189.5	2,249.1	1,029.1	45.8%

※ 河川数において、直轄管理河川数34河川のうち24河川が県管理河川と重複しています。

第 2 節 河川・海岸事業基本方針

1 河川事業の基本方針

平成9年度に河川法の改正が行われ、従来の目的である「治水」「利水」に加え、「河川環境の整備と保全」が位置づけられました。この主旨を受け、あきた21総合計画に基づき、「環境にやさしく災害に強い川づくり」を実施しています。

2 海岸事業の基本方針

津波、高潮、波浪などによる海岸侵食などの災害に対処するとともに、自然と共生し快適で潤いのある海岸環境の保全と創出を図るため、平成15年度に策定した秋田沿岸海岸保全基本計画に基づき「安全で美しい海岸空間の創出」を目指して事業を実施しています。



第3節 河川の整備

河川事業は、洪水を安全に流下させることによって、人命や財産を守り、安全で豊かな県土を建設し、地域の発展を促進するための重要な事業です。

平成19年度は、河川事業を効率的・効果的に進めるために、集中的・重点的投資を行う短期集中型の事業を実施します。



水と親しむ子どもたち(藤琴川・藤里町)

河川改修事業一覧表

事業種別	統合河川名	河川名	市町村名
広域基幹河川改修事業	旧雄物川	新城川中流	秋田市
		草生津川	秋田市
		旭川	秋田市
		太平川	秋田市
		八田川	秋田市
	玉川	玉川	仙北市
		桧木内川	仙北市
		田沢湖	仙北市
	淀川	淀川	大仙市
	横手川	横手川	横手市
総合流域事業	芋川	芋川	由利本荘市
	馬場目川	三種川上流	三種町
		馬踏川	秋田市
	岩見川	梵字川	秋田市
	出川	出川	美郷町
	福士川	福士川	鹿角市
	土買川	土買川	大仙市
	引欠川	引欠川	大館市
	竹生川	竹生川	能代市 八峰町
	大沢川	大沢川	にかほ市
合計	21箇所		



広域基幹改修、広域一般改修、総合流域防災事業の合計 ()は復緊事業含む

第4節 河川環境整備

近年、豊かでゆとりのある県民生活や良好な環境を求める県民のニーズの増大に伴い、今日では河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、河川のもつ多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割が期待されるようになってきています。このため、従来の河川改修に加えて、次のような自然環境に配慮した川づくりを実施しています。

○ 多自然型川づくり

自然環境を保全あるいは創出する「多自然型川づくり」を各河川整備へ導入しています。例えば、瀬と淵の保全・護岸の緑化などを行い、魚介類の生息・避難場所や鳥類・植物が生息できる水辺空間の再生に努めています。

○ 低水路の保全とワンドの創出

……芋川(由利本荘市)

低水路に“極力手を付けず”、治水上どうしても必要な時でも、環境の変化を最小限に抑え、瀬や淵・ワンドを創出するなど、自然に配慮した川づくりを目指します。

※ワンド: 河川沿いにある灌水域(水たまり)の名称



(芋川)

○ 地域のシンボリックな川

……横手川(横手市)

“山と川のあるまち”の横手川では、城下町にふさわしい自然石で積まれた護岸づくりや瀬・淵の再生、魚が住みやすいような護岸など、周辺の景観や魚の生息環境に配慮した川づくりを行っています。



(横手川)

第5節 ダム事業

○ 河川総合開発事業

河川総合開発事業は、洪水防御、河川の流水の正常な機能の維持、都市用水及びかんがい用水の開発、電力開発等を目的とした多目的ダムの建設で、平成19年度の事業は次のとおりです。

国直轄ダム 森吉山ダム(建設中)、
成瀬ダム(建設中)、鳥海ダム(調査)
補助ダム 砂子沢ダム(建設中)、
大内ダム(建設中)



大松川ダム

○ ダムの管理

建設されたダムの適正な維持・運用を図るため、点検、整備、補修等の施設管理に関する業務と洪水調節、利水補給等ダムの初期の目的を発揮させるための観測、制御、操作等の機能管理に関する業務を行っています。

なお、平成19年度の堰堤改良事業として鎧畑ダムを実施します。

◆河川総合開発事業ダム一覧表

番号		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
進捗状況		管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理
水系名		米代川	雄物川	雄物川	米代川	米代川	雄物川	米代川	雄物川	雄物川	米代川	水沢川
河川名		小又川	玉川	皆瀬川	小阿仁川	粕毛川	旭川	早口川	三内川	皆瀬川	岩瀬川	水沢川
ダム名		森吉	鎧畑	皆瀬	萩形	素波里	旭川	早口	岩見	板戸	山瀬	水沢
位置		北秋田市 森吉	仙北市 田沢湖	湯沢市 皆瀬	北秋田郡 上小阿仁村	山本郡 藤里町	秋田市 仁別	大館市 田代	秋田市 河辺	湯沢市 皆瀬	大館市 田代	山本郡 八峰町
目的		F,P	F,P	F,A,P	F,N,P	F,A,P	F	F,P	F,N,P	N,P	F,N,I,W,P	F,A
型名		G	G	C,F,R,D	G	G	G	G	G	G	R	R
ダムの規模	堤高m	62.0	58.5	66.5	61.0	72.0	51.5	61.0	66.5	28.7	62.0	46.5
	堤頂長m	105.0	236.0	215.0	173.0	142.0	380.0	178.0	242.0	120.0	380.0	235.0
	堤体積m³	75,000	192,000	CON 95,000 ROC480,000	111,000	115,000	125,000	199,000	197,000	30,900	1,625,000	568,000
集水面積km²		139.0	320.3	172.0	86.7	100.0	34.4	48.5	73.1	182.0	67.2	27.0
湛水面積km²		1.56	2.55	1.50	0.85	1.92	0.35	0.33	0.95	0.21	0.94	0.24
総貯水容量千m³		37,200	51,000	31,600	14,950	42,500	5,200	6,550	19,300	1,598	12,900	3,001
有効貯水容量千m³		26,900	43,000	26,300	11,650	39,500	4,200	5,050	16,000	1,371	10,900	2,596
工期		S27～28	S27～32	S33～38	S37～41	S42～45	S43～47	S46～51	S47～53	S56～59	S52～H3	S52～H6
事業費(百万円)		1,211	2,395	3,643	1,769	1,960	2,500	5,438	11,000	3,365	39,800	7,389

番号		⑫	⑬	⑭	⑮
進捗状況		管理	管理	建設	建設
水系名		雄物川	雄物川	米代川	子吉川
河川名		淀川	横手川	砂子沢川	畑川
ダム名		協和	大松川	砂子沢	大内
位置		大仙市 協和	横手市 山内	鹿角郡 小坂町	由利本荘市 大内
目的		F,N,W	F,N,A,W,P	F,N,W	F,N,W
型名		G	G	G	G
ダムの規模	堤高m	49.3	65.0	78.5	27.5
	堤頂長m	222.5	296.0	185.0	106.0
	堤体積㎡	168,900	294,000	283,000	21,500
集水面積km ²		24.4	38.15	17.0	3.4
湛水面積km ²		0.49	0.74	0.44	0.13
総貯水容量千m ³		7,800	12,150	8,650	724
有効貯水容量千m ³		7,050	11,000	7,630	626
工期		S60～H9	S58～H10	(予定) S60～H22	(予定) H3～H19
事業費(百万円)		24,592	41,399	21,500	5,800

①	②	③	④
管理	建設	建設	調査
雄物川	米代川	雄物川	子吉川
玉川	小又川	成瀬川	子吉川
玉川	森吉山	成瀬	鳥海
仙北市 田沢湖	北秋田市 森吉	雄勝郡 東成瀬村	由利本荘市 鳥海
F,N,A,I,W,P	F,N,A,W,P	F,N,A,W,P	F,N,W
G	R	R	台形CSG
100.0	89.9	113.5	82.2
441.5	786.0	690.0	365.0
1,150,000	5,850,000	11,958,000	1,430
287.0	248.0	68.1	83.9
8.30	3.20	2.26	3.10
254,000	78,100	78,700	44,100
229,000	68,100	75,200	39,000
S48～H2	(予定) S48～H23	(予定) S58～H29	H5～
122,000	175,000	153,000	—

補助
直轄

〔表中記号解説〕 F:洪水調節、N:流水の正常な機能の維持、W:上水道、A:特定かんがい用水の補給
I:工業用水、P:発電、G:重力式コンクリートダム、R:ロックフィルダム
C,F,R,D:表面遮水壁型ロックフィルダム

第6節 海岸の整備

県土を高潮や津波等の自然災害から守るとともに、潤いと安らぎの空間を創出し、快適な海岸利用の向上に役立てるため、各種の事業を進めています。

1 侵食対策

侵食による被害を受ける恐れが大きい地域において、人工リーフの施設の整備を行います。

現在、浅内海岸等4海岸で実施中です。

2 海岸環境整備

沖の海中へ人工リーフを築造することにより波の勢いを弱め、堆砂の促進を図り、海岸の保全を行うとともに良好な砂浜の景観を創出します。



本荘海岸(由利本荘市)

海岸事業一覧表

事業種別	海岸名	市町村名
侵食対策事業	浅内海岸	能代市
〃	本荘海岸	由利本荘市
〃	岩城海岸	由利本荘市
海岸環境整備事業	琴浜海岸	男鹿市



利用状況(秋田海岸・秋田市)



海岸環境整備事業(琴浜海岸・男鹿市)



侵食、高潮、局部改良、環境整備事業費の計

第7節 災害復旧

護岸等の施設が、洪水や地震により被災した場合は、再度災害を防止するために原形復旧または従前の施設の機能を確保するための災害復旧事業が行われます。平成17年には、河川・道路あわせて410箇所が被災を受けており、早急に復旧するため、事業を推進することとしています。

また、災害事業においても自然環境の保全に配慮した復旧工法を取り入れています。

災害復旧事業——原形復旧——洪水、波浪、暴風雨、地震などの異常な自然現象により、被害を受けた公共土木施設の復旧を行う。

改良復旧事業——改良復旧——一定災

広範囲にわたって大きな被害を受け、原形復旧が不適当な場合、一定計画に基づき復旧する工事である。

河川等災害関連事業

再度災害を防止するため、災害復旧費に改良費を加えて実施する事業である。

災害復旧助成事業

再度災害を防止するため、災害復旧費に改良費を加えて実施する工事のうち、改良工事費が6億円を超える事業である。



復旧前

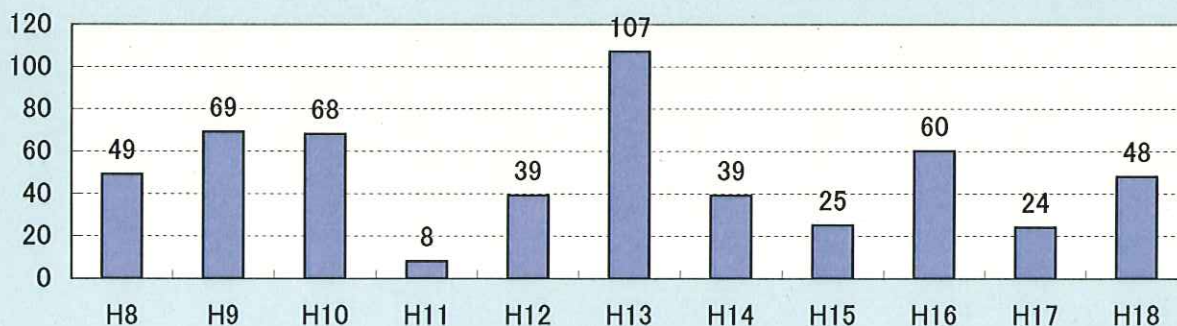


復旧後

(八田川・秋田市八田)

(億円)

災害復旧事業費



第8節 河川の愛護

1 ふれあいの川美化事業

河川敷は、その地域住民にとって、水辺を自然に親しむための空間として利用されており、自分たちの住むまちの、県の管理する河川を自ら美しく大切にさせていただくために、県が自治会等の団体に草刈りを委託する制度が17年度から設けられました。

2 クリーンアップ運動

堤防の草刈りや河川敷のゴミ拾いなどが地域住民の間で活発に行われるようになり、河川美化の向上に大きな効果を上げています。この運動は県内各地で普及し、現在は従来の河川愛護運動とともに年中行事として定着してきています。

3 環境整備地域連携事業

愛護団体やボランティア等が行う道路、河川、海岸のクリーンアップなど美化運動に要する経費の一部について、市町村を通じて支援し、環境美化活動の拡大と団体等の育成を図ります。



長木川(大館市)

第9節 管 理

1 河川の管理

河川法による河川の総合的な管理により、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進させていきます。

総合的 管理	災害発生の防止	○河川工事、河川の維持修繕 ○工作物の設置、土地の掘削等の行為規制
	河川の適正な利用	○上水道、かんがい、発電等のための流水の占用 ○河川区域内の土地の占用 ○河川区域内の土石等の採取 ○舟やいかだの運航
	流水の正常な機能の維持	○廃水の希釈浄化 ○海水遡上による塩害の防止 ○河口の埋塞防止 ○取水等のための水位の保持 ○水生動植物の生存繁殖
	河川環境の整備と保全	○良好な水質の確保 ○動植物の生息生育環境の保全 ○河川景観の保全 ○潤いのある水辺空間の創出

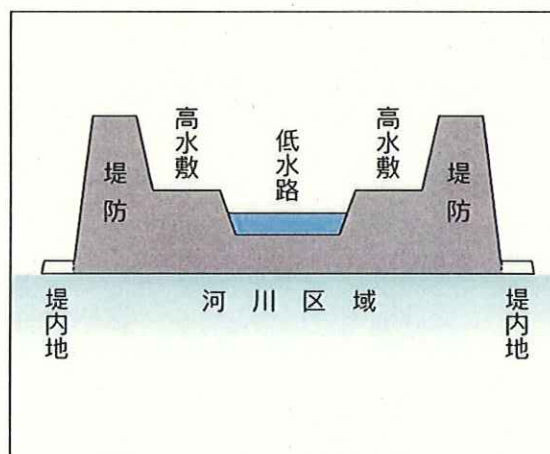
2 河川法の対象河川

河川法の対象となりうる河川は、一般に考えられている河川の他に、湖沼や洪水調整池（洪水時に洪水の一部を貯留し勢いを弱める施設）のような「公共の水面」も含まれています。

これらのうちから、河川法の定める手続きによって、指定された河川だけが、河川法の対象として管理されています。

3 河川区域

河川法の縦の範囲は一級河川などの指定により明らかになりますが、横の範囲は河川区域といい、一般には右図のようになります。



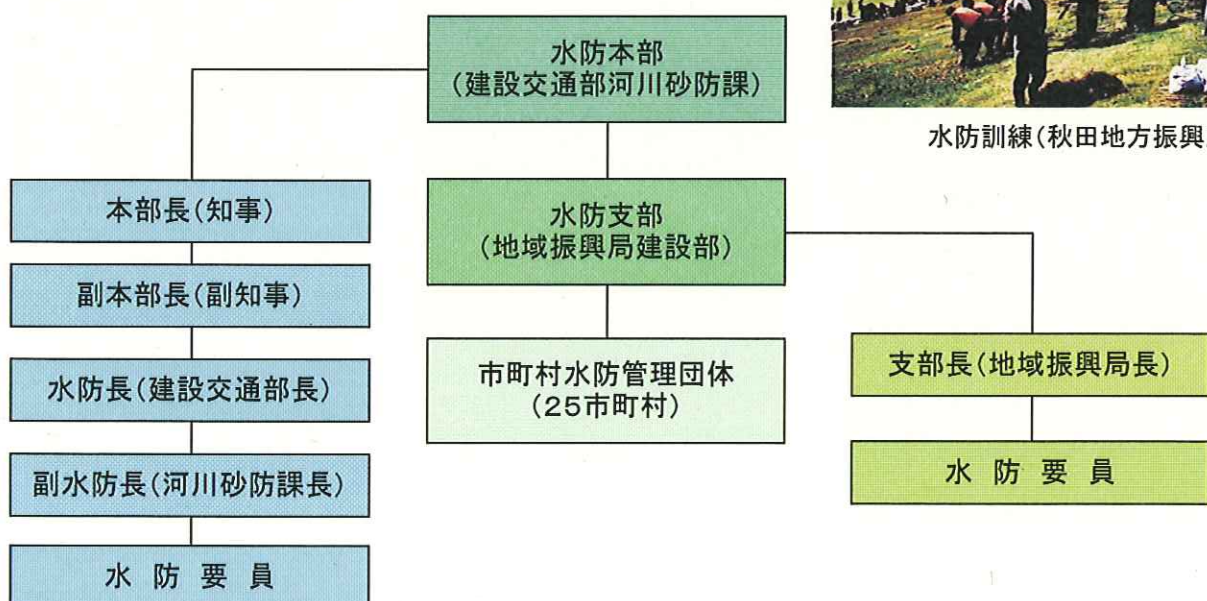
第 10 節 水 防

1 水防活動の体制

異常気象予警報の通知があったときからその危険の解消するまでの間、県庁河川砂防課に水防本部をおき、その下部機関として水防支部（各地域振興局建設部）に水防員が待機し、通報・連絡・その他水防に関する業務を行っています。

2 水防活動の組織

県水防組織を次のように構成しています。



水防訓練(秋田地方振興局建設部)